

南箕輪村太陽光発電施設の設置等に関する条例の概要

施行期日 令和7年1月1日

①本条例の目的

太陽光発電施設の設置等に関して必要な事項を定めることにより、事業区域及び周辺地域の自然環境及び景観の保全並びに生活環境との調和を図るとともに、災害の発生を防止し、村民の安全安心な生活の確保を図ることを目的とします。

②対象施設

太陽光発電施設を設置する事業（建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電施設を設置するものを除く。）で、**合計出力が10キロワット以上のもの**（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した合計出力が10キロワット以上となる場合を含む。）

③禁止区域 (設置できない区域)

土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林の区域、農地の区域（営農型太陽光は除く）、村長が指定する区域

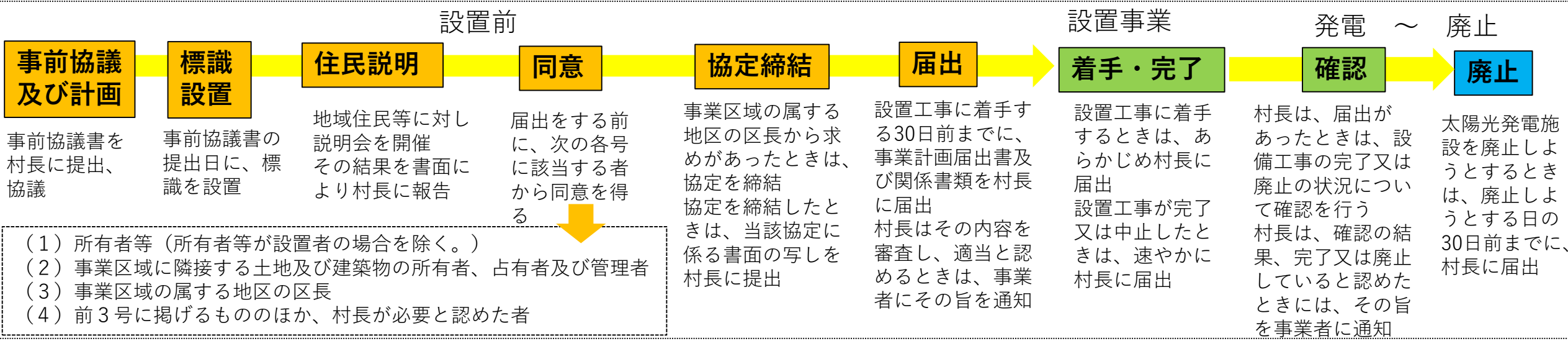
④抑制区域 (原則設置できない区域)

民有林の区域、文化財保護法により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物、伝統的建造物群保存地区、鳥獣保護区、長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物、南箕輪村景観条例第10条に規定される地区、村長が指定する区域

「事業区域に抑制区域が含まれる場合」

- ・地域住民等から意見の申出を受け付ける期間及び場所を定め、これを周知
- ・前項の期間内に地域住民等から意見の申出があったときは、当該意見に対する見解を記載した書面（「見解書」）を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と協議
- ・見解書を交付し、及び協議を行ったときは、村長に報告

⑤太陽光発電施設設置時の手続



⑥実効性の確保

本条例が適切に施行されるよう、助言又は指導、報告徴収及び立入調査、勧告、公表、国又は県への報告の規定を設けます。